

記 者 会 見
2 6 . 4 . 1 5
資 料 4

## 商店街魅力アップ研究アドバイザー派遣制度を創設

商業者自らが商店街の活性化策を研究し、より魅力的で活気のある商店街の形成を支援するために、アドバイザー派遣制度を今年度から設けました。

派遣を希望する市内の商店街団体などに対して、市が専門的な知識や経験を持つアドバイザーを紹介します。

### 1 対象者

- (1) 商店街団体 ※法人、任意は問いません。
- (2) 有志の商業関係者で構成する商業活動研究グループ
- (3) その他市長が認める団体

### 2 アドバイザー

中小企業診断士、イベントプランナー、各事業の実務経験者など

### 3 費用・派遣回数

無料（市がアドバイザーに謝礼を支払います。）

1 団体につき年間 3 回以内

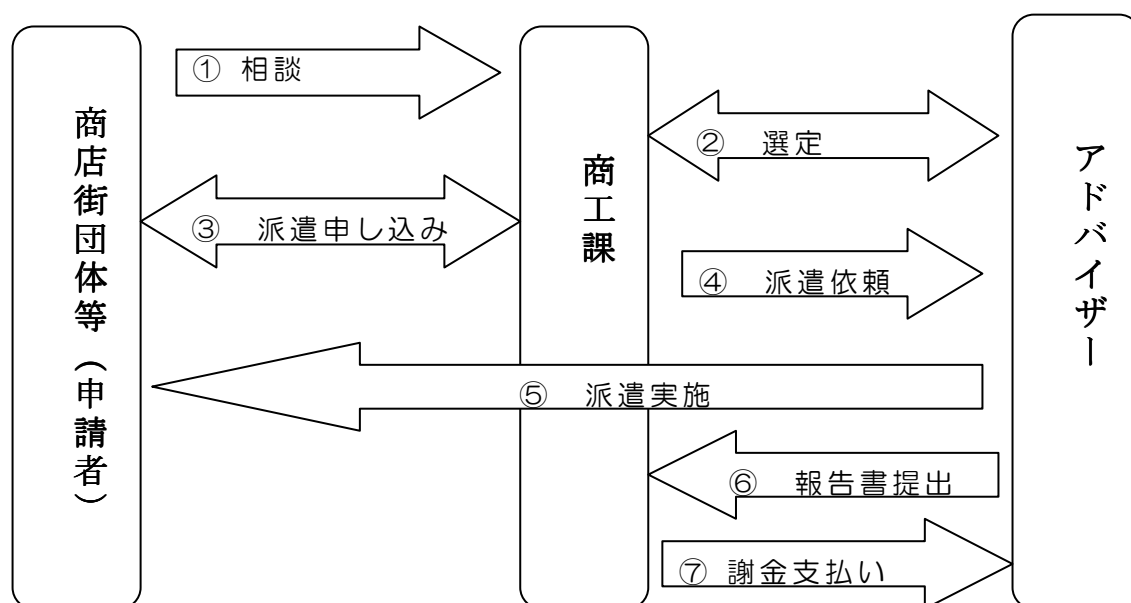
### 4 相談内容の例

- よりアピール力のあるイベントを行いたい。
- 販売促進につながる効果的な広告、宣伝を行いたい。
- 名物商品を開発したい。
- 商店街の運営や将来のビジョンについて考えたい。
- 商店街の活性化に向けた取り組みや課題解決について学びたい。

### 5 申請の受け付け

4 月 1 日から市役所西庁舎 1 階の商工課で受け付け中

## 6 アドバイザー派遣の流れ



- ① 派遣を希望する団体が事前に商工課に相談する。
- ② 依頼の内容に応じて、商工課がアドバイザーを選定する（選定に期間を要する場合があります）。
- ③ 依頼者は所定の申請書を派遣希望日の1か月前までに商工課に提出する。※初回の日程調整は商工課が行い、2回目以降は各団体等が調整
- ④ アドバイザーに派遣業務を依頼
- ⑤ アドバイザーが依頼者を訪問し、相談・助言・情報提供を行う。
- ⑥ 実施日から1か月以内にアドバイザーが市に報告書を提出する。
- ⑦ 実績や指導内容を確認し、市が謝金を支払います。

問い合わせ 商工課 電話0463（82）9646